

四日市市選管告示第45号

四日市市公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月1日

四日市市選挙管理委員会

委員長 毛利 彰男

四日市市公職選挙執行規程の一部を改正する規程

四日市市公職選挙執行規程（平成22年四日市市選管告示第3号）の一部を次のように改正する。

第57条に定める別表を次のように改める。

改正後	改正前
(実費弁償及び報酬の額) 第57条 法第197条の2第1項及び第2項の規定により、実費弁償及び報酬の最高額を別表のとおり定める。	(実費弁償及び報酬の額) 第57条 法第197条の2第1項及び第2項の規定により、実費弁償及び報酬の最高額を別表のとおり定める。

【別表（第57条関係）】

改正後

区分	種類	定める額
選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額	(1) 鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(2) 船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(3) 車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
	(4) 宿泊料 （食事料2食分を含む。）	<u>1夜につき23,000円</u>
	(5) 弁当料	<u>1食につき1,500円、</u> <u>1日につき4,500円</u>
	(6) 茶菓料	<u>1日につき1,000円</u>
選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額	基本日額	<u>15,000円</u>
	超過勤務手当	1日につき基本日額の5割
選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額	鉄道賃、船賃及び車賃	それぞれ(1)、(2)及び(3)に掲げる額
	宿泊料（食事料を除く。）	<u>1夜につき20,000円</u>
選挙運動のために使用する事務員1人に対し支給することができる報酬の額		<u>1日につき15,000円</u>
専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者1人、専ら手話通訳のために使用する者1人及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者1人に対し支給することができる報酬の額		<u>1日につき20,000円</u>

改正前

区分	種類	定める額
選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額	(1) 鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(2) 船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(3) 車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
	(4) 宿泊料 （食事料2食分を含む。）	<u>1夜につき12,000円</u>
	(5) 弁当料	<u>1食につき1,000円、</u> <u>1日につき3,000円</u>
	(6) 茶菓料	<u>1日につき500円</u>
選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額	基本日額	<u>10,000円</u>
	超過勤務手当	1日につき基本日額の5割
選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額	鉄道賃、船賃及び車賃	それぞれ(1)、(2)及び(3)に掲げる額
	宿泊料（食事料を除く。）	<u>1夜につき10,000円</u>
選挙運動のために使用する事務員1人に対し支給することができる報酬の額		<u>1日につき10,000円</u>
専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者1人、専ら手話通訳のために使用する者1人及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者1人に対し支給することができる報酬の額		<u>1日につき15,000円</u>

第26号様式を次のように改める。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 _____

ビラ作成業者	氏名又は名称	
	法人の場合は代表者氏名	
	住 所	
作成枚数		枚
作成金額		円
備 考		

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が四日市市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、四日市市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 四日市市議会議員選挙の場合 4, 000枚
四日市市長選挙の場合 16, 000枚
 - (2) 限度額 8円38銭×確認された作成枚数

第 27 号様式（別紙）を次のように改める。

請 求 書（ビラの作成）

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日
四日市市長

住 所
氏名又は名称
法人のときは
代表者氏名
電話番号（ ） ー

1 請求金額				円
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり			
3 選挙の種類	年 月 日執行		選挙	
4 候補者氏名				
5 振込先	金融機関名	銀行		支店
	預金種別	普通 当座	口座番号	
	ふりがな 口座名			

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、四日市市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

(別紙)

請求内訳書（ビラの作成）

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	8円38銭	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第 3 1 号様式を次のように改める。

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者

ポスター作成業者	氏名又は名称	
	法人の場合は代表者氏名	
	住 所	
作 成 枚 数		枚
作 成 金 額		円
四日市市の区域におけるポスター 掲示場数		箇所

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が四日市市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、四日市市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 四日市市の区域内におけるポスター掲示場数に相当する数
 - (2) 限度額 単価×確認された作成枚数＝限度額

316,250円 + 586.88円 × ポスター掲示場数

ポスター掲示場数

= 単価・・・1円未満の端数は切

第32号様式（別紙）を次のように改める。

第 3 2 号様式（第 3 6 条関係）

請 求 書（ポスターの作成）

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
第 1 3 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

四日市市長

住 所
氏名又は名称
法人のときは
代表者氏名
電話番号（ ）

1 請求金額				円
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり			
3 選挙の種類	年 月 日執行			選挙
4 候補者氏名				
5 振込先	金融機関名	銀行		
		支店		
	預金種別	普通 当座	口座番号	
	ふりがな 口座名			

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、四日市市に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書（ポスターの作成）

ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586.88 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (D)} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上}$$

- 2 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市公職選挙執行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される四日市市議会議員及び四日市市長の選挙から適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された四日市市議会議員及び四日市市長の選挙については、なお従前の例による。

(選挙管理委員会事務局)